

岩手県告示第738号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定に基づき、鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

令和3年10月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 名称 家畜改良センター岩手牧場鳥獣保護区
- (2) 区域 鳥獣保護区の存続期間の更新（平成24年岩手県告示第732号）による更新後の家畜改良センター岩手牧場鳥獣保護区の区域
- (3) 存続期間 令和3年11月1日から令和13年10月31日まで
- (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり。
- 2 (1) 名称 北上市飛勢城鳥獣保護区
- (2) 区域 鳥獣保護区の存続期間の更新（平成24年岩手県告示第732号）による更新後の北上市飛勢城鳥獣保護区の区域
- (3) 存続期間 令和3年11月1日から令和13年10月31日まで
- (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり。
- 3 (1) 名称 奥州市前沢月山鳥獣保護区
- (2) 区域 鳥獣保護区の存続期間の更新（平成24年岩手県告示第732号）による更新後の奥州市前沢月山鳥獣保護区の区域
- (3) 存続期間 令和3年11月1日から令和13年10月31日まで
- (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり。
- 4 (1) 名称 宮古市川井達曾部鳥獣保護区
- (2) 区域 鳥獣保護区の存続期間の更新（平成24年岩手県告示第732号）による更新後の宮古市川井達曾部鳥獣保護区の区域
- (3) 存続期間 令和3年11月1日から令和13年10月31日まで
- (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり。
- 5 (1) 名称 洋野町種市中野西部鳥獣保護区
- (2) 区域 鳥獣保護区の存続期間の更新（平成24年岩手県告示第732号）による更新後の洋野町種市中野西部鳥獣保護区の区域
- (3) 存続期間 令和3年11月1日から令和13年10月31日まで
- (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり。
- 6 (1) 名称 九戸村夏間木鳥獣保護区
- (2) 区域 鳥獣保護区の存続期間の更新（平成24年岩手県告示第732号）による更新後の九戸村夏間木鳥獣保護区の区域
- (3) 存続期間 令和3年11月1日から令和13年10月31日まで
- (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり。

備考 「別紙」は、省略し、岩手県環境生活部自然保護課並びに所管する広域振興局の保健福祉環境部及び保健福祉環境部保健福祉環境センターに備えておいて縦覧に供する。